

巻四の石見海の項目には、「大御国環海私図」と題したわが国およびその周辺の絵図が収録されている。隠岐諸島の北西には、松島（現在の竹島）、竹島（現在の鬱陵島）が記されており、浜田藩でも両島を認識していたことを示している。注目されるのは、絵図の右下に記された注記である。「高田屋嘉兵衛カ商船ハ朝鮮海ニ出テ蝦夷地へ乗ルトソレハ、下ノ関ヲ出帆シテ戌亥（北西）ハリ（里）ナカシ、松竹二島ノ間ニ出テ転ス、丑寅（北東）ヲ目アテニ乗リシニアラス」とある。すなわち、淡路島出身の著名な廻船商人高田屋嘉兵衛が日本海を通過して蝦夷地へ向かう際には、下関を出て北西へ8里行き、そこから松島と竹島の方向（北北東）へ向かい、松島・竹島の間で北東方向へ転換した、始めから北東方向を目当てにして行くわけではないと記されている。

蝦夷地や北国を目指した北前船が、松島や竹島の付近を通ったという記載は、享和元年（1801）に大社（現在出雲市）の矢田高当が記した『長生竹島記』や、万延元年（1860）7月2日長州藩の桂小五郎・村田蔵六連名「竹島開拓建言書草案」（『木戸孝允文書八』所収）などにもみられる。『長生竹島記』には、「從隠岐州松島江竹島丸津懸之事」に、「竹島渡海之砌竹嶋丸行き通ひニハかならず此島に津懸りをなしたると云、当時も千石余の廻船夷ぞ松前行ニ不量大風ニ被吹出し時ハこれぞ聞伝ふ松島哉と遠見す、本朝西海のはて也」と記されている。万延元年（1860）「竹島開拓建言書草案」には、「一体是迄御国禁に而竹島沖を航海仕候事堅く御停止に御座候得共、北国より下ノ関往復商船時として暴風暴波之為竹島近辺へ碇泊仕候候を窺候而出帆仕候」とある。このほか安政5年（1858）6月28日久坂玄瑞宛吉田松陰書簡（『吉田松陰全集 第8巻』所収）にも、竹島（現在の鬱陵島）がイギリスの領有となった情報を入手した際に、「北国船毎々往返其の前後を通船致し候へども何たる事も之れなき様子」とあり、日本海を通過する北国船の情報も入手していたとされる（岸本、1998）。このように江戸時代後期には、蝦夷地へ向かう北前船関係者のなかで、竹島、松島が広く認知され、周辺を航行していたことが分かる。

さらに『石見外記』巻四の石見海の項目には、沖鱈の猟場として、東にサヒメ山（三瓶山）、南に大麻山（現在浜田市）が見えるところを挙げ、この付近を越えることはしないとしている。猟場の場所は長門の見島の東にあたるのか、「松竹ノ二島トハ近キ所ナルベキカ」とも記し、松島、竹島の認識していたことが読み取れる。このほか「大御国環海私図」には、石見には「対馬より帰る漁人あり」とあり、石見の猟船が広く日本海西部で活動していたことが読み取れる。

④「皇国総海岸図」（国立公文書館所蔵、『皇国総海岸図（複製版）』収録）：1855年

江戸幕府の内命により、水戸藩士酒井喜熙（よしひろ）が安政2年（1855）に作製した海路図である。日本式航路図の集大成として価値が高く、海岸の状況、港の施設・繋船能力、大小航路の里程・帆走方向などが詳細に記されている。海防対策の一環として作製された。絵図の作製作業が開始されたのは、ペリー来航の半年前、嘉永5年（1852）の冬で、当時の幕府は老中阿部正弘を中心に海防対策に苦心していた。当時海防参与として幕政に関与していた水戸藩主徳川斉昭が酒井に作製を指示した。幕府所蔵の全国の海岸絵図をはじめ、水運関係者への聞き取り調査などにより作製された。作製後は斉昭を通じて、江戸城内の文庫である紅葉山文庫へ献上された。明治元年（1868）には『大日本籌海全図』として刊行され、広く海運業者に利用された。

日本列島及びその周辺を描いた「総図」には、北は樺太、東は北千島、南は小笠原諸島、西は琉球、与那国島まで描かれている。隠岐諸島の北西には、松島（現在の竹島）、竹島（現在の鬱陵島）が記載されている。日本列島は黄色に着色されているものの、松島、竹島には着色がない。筑前（福岡県）沖の日本領である「御号島」（現在の沖ノ島）も同様に無着色であること、着色されているのは、各地域ごとの詳細図に収録されているところであることから、松島、竹島が無着色であるのは、朝鮮領であること

を示しているのではないと考えられる。また海防目的でわが国の沿岸を把握するために作製されたものであることから、幕府が両島を自国の領土として認識していたことを示すとみられる。

「第四十八隠岐」では、竹島渡海の湊であった福浦湊（現在隠岐の島町）に「此湊ヨリ竹島ニ乗ル」とあり、福浦湊が引き続き竹島渡海の湊であったことを示している。福浦からの竹島渡海の記載は、「隠岐国絵図」のうち正保・文政・天保の絵図にも記載がみられる。さらに島後の北西には、「松島・竹島ハ亥子ノ間ニ当ル」とあり、松島、竹島が島後の北北西にあたと記している。幕府が関与した絵図のなかで、松島が記載されるのは初めてである。北北西という記載は実際の方角（北西）ではなく、松島・竹島に至る潮の流れを示したものとみられる。すなわち隠岐諸島から松島・竹島へ至る航路が認識されていたことが分かる。

3) 「中井養三郎氏立志伝」に記載される海図について

一海図にみる竹島（リアンコールド岩）一

研究会の調査で、松江市内の個人宅から、「中井養三郎氏立志伝」と題する史料が新たに発見された。この史料は、松江市の教育者、郷土史家であった奥原碧雲が、島根県編入の翌年1906年3月、島根県調査団の一員として竹島へ渡った中井養三郎に同行して聞き取った内容を記したものである。この史料によれば、中井養三郎は竹島を朝鮮領と当時認識していたが、その根拠は海図であったとしている。

従来の竹島問題研究では、竹島を韓国領と主張する研究者では、中井養三郎が竹島を当時朝鮮領と認識していたことが重要視されてきた。隠岐で漁業に従事してきた中井が、竹島を朝鮮領土と信じていた背景には、1699年（元禄12）の竹島一件の解決と幕府の渡海禁止令、1877年（明治10）に日本政府が改めて「竹島外一島本邦関係無之」と決定し、島根県庁に達していたことがあるとされている（内藤、2000）。また、2006年10月28日の韓国・聯合ニュースによれば、「（日本政府の）3名（外務省の山座円次郎政務局長、農商務省の牧朴真水産局長、海軍省の肝付兼行水路部長）は1904年に独島であしか狝をする為、韓国側に貸下願（独島利用申請）を出そうとしていた中井養三郎という漁業者をそそのかし、彼の『貸下願』の申請を『独島の領土編入並に貸下願』に変えて日本政府に受け付けさせるなど、独島の領土編入を導く中心的な役割をした」⁴⁾という研究者のコメントを掲載している。つまり、水路局など日本政府が中井をそそのかし、中井に編入願を強制させて提出させたというもので、韓国領であった独島を日本政府が強制的に編入を行なったとしている。こうした見解は韓国側の研究にも多々みられる（金学俊、2004）。しかしながら、中井養三郎が竹島を当時朝鮮領と認識した理由については、資料的に根拠がなく、今回の史料でその根拠が初めて明らかとなった。

中井養三郎が参考にしたと思われる海図は以下の通りである。海図を検討する際には、海図とともに、水路部が作成し、海図に記されない情報を記した水路誌もあわせて検討する必要があるので、水路誌も記した。

①海図95号「日本 本州九州及四国 附朝鮮」。明治24年（1891）水路部刊行。明治3～23年の測量によるもので、海軍測量、英仏露米の測量、伊能図をもとにした。鬱陵島、竹島周辺は、欧米の測量結果をもとに作製したとみられる。島の記載については、鬱陵島は「鬱陵島（松島）」と記されており、当時日本政府は、鬱陵島を松島と認識していたことが確認される。現在の竹島は「リアンコールド岩」と記し、東島、西島と思われる二島を描いている。しかし海図では国境線を示していないので、両島の所属は不明である。

②海図301号「朝鮮全岸」。明治29年（1896）水路部刊行。明治7～25年の測量によるもので、海軍測量、露英の測量をもとにした。島の記載は、鬱陵島は①と同様に、「鬱陵島（松島）」としている。現在

の竹島は「リアンコールド岩」と記し、①と同様に東島、西島と思われる二島を描いている。中井養三郎は、この海図をみて、当時朝鮮領と認識したとみられる。ただ海図には、国境線は記されず、対馬、壱岐、筑前、肥前、長門、石見など、わが国の九州、中国地方の沿岸、島も詳細に描かれている。したがって海図「朝鮮全岸」に収録された範囲が朝鮮領であるという根拠にはならない。

③『朝鮮水路誌』。明治27年(1894)水路部刊行。明治7～25年の測量によるもので、朝鮮東岸の記載は、明治13年(1880)『三浦重郷実験記』、1894年英国水路部発行『支那海水路誌』をもとにする。明治13年の調査は、竹島・松島論争の決着をはかるため、軍艦天城が派遣されたもので、調査の結果、松島が鬱陵島と同一の島と確認された(川上、1966)。したがって、鬱陵島、竹島周辺の測量は欧米、特にイギリスの測量結果をもとにしたと考えられる。この史料では、第一編総論の形勢のところ、朝鮮国の範囲を記している。朝鮮国の範囲、東限は東経130度35分と記している。『朝鮮水路誌』では、鬱陵島(中心)は東経130度53分、リアンコールド列岩(現在の竹島)は東経131度55分としていることから、朝鮮国の東限は鬱陵島であり、現在の竹島は入っていないことが分かる。

なお、この形勢の項目では、海軍海図21号と95号を参照するように記している。21号は「朝鮮国全岸」で、明治14年(1881)刊行。1848年測量。95号は①の「日本 本州九州及四国 附朝鮮」である。21号は海上保安庁では所蔵がないとのことであった。1848年測量ということは、欧米の測量図をもとに刊行したとみられる。実際1876年(明治9)海軍省水路局刊行の海図54号「朝鮮東海岸図」は、1857年のロシア製海図をもとに作製されている。「朝鮮東海岸図」には、朝鮮半島沿岸に、3つの島が描かれ、まずアルゴナフタ島(アルゴノート島)があり、すでに点線で書かれている。北緯37度50分、東経129度50分付近に書かれている(江陵の東北東にあたる)。その南東に松島(現在の鬱陵島、欧米ではダジュレー島とする)、さらに南東には、現在の竹島が、ヲリウツ礁、メネライ礁として記載されている。おそらく21号「朝鮮国全岸」もこの「朝鮮東海岸図」の記載に近いものであったと考えられる。海図には経緯度が正確に記され、形勢をみる際に、朝鮮半島を描いた上記の海図2点を参照するようにしていることから、水路部による国境に関する記載は正確なものであると分かる。

島の記載は、第四編朝鮮東岸の項目にある。ここでは、海軍海図54号、21号、95号を参照するようである。54号は1876年(明治9)「朝鮮東海岸図」、21号は明治14年(1881)「朝鮮国全岸」、95号は明治24年(1891)「日本 本州九州及四国 附朝鮮」で、先に述べた海図である。水路誌では、日本海には以下に記す、リアンコールド列岩、鬱陵島、ワイオダ岩以外には、暗岩危礁はないとしている。リアンコールド列岩(現在の竹島)は、韓国側の主張で、鬱陵島の属島とされているが、単独で記載されていることは重要である。記載の最後には、「此列岩附近水頗ル深キカ如シト雖モ、其位置ハ実ニ函館ニ向テ日本海ヲ航行スル船舶ノ直水道ニ当レルヲ以テ頗ル危険ナリトス」とし、航行に注意を喚起している。鬱陵島は鬱陵島(一名松島)と記し、引き続き松島が鬱陵島であると記している。さらに鬱陵島では海軍海図54号(明治9年「朝鮮東海岸図」)、95号(明治24年「日本 本州九州及四国 附朝鮮」)を参照するように記している。最後には、ワイオダ岩を記している。この岩はロシア軍艦ワイオダ号が発見した岩で、その位置は北緯42度14分、東経137度17分付近とされる。しかし、当時実在しないのではないかと疑われていたものの、その存否について決定することができず、航行安全のため記載された。その位置は、日本海上のロシア・ナホトカの南東にあたる。

韓国側や日本の一部研究者は、現在の竹島が『朝鮮水路誌』に記載されることをもって、日本政府が現在の竹島を朝鮮領と認識していたと指摘している(堀1987、内藤2000など)が、もしそうであるなら、ナホトカ沖まで朝鮮領となってしまう。しかしそのような歴史的事実はない。また朝鮮国の東限は鬱陵島としており、現在の竹島は属島ではなく、単独の岩として記載しているのである。こうしたことから、

水路部、ひいては日本政府は、竹島を朝鮮領とは認識していなかったことが分かる。海図や水路誌の作成目的は、航行の安全確保のためであった。『日本水路史』には初期（明治初期から中期）の水路測量の項目で、海図、水路誌の作成目的を以下のように記している。「水路測量の業務は、その関係することが大きく、有事の際には艦の進退・兵備に過誤のないように、平時においては航路の安全に備えて、海図および水路誌を刊行することを目的とする。そのため有形・無形の水路を詳明し、諸種の海難を防ぎ、安心して航行・停泊を可能にする要具としたい」（海上保安庁水路部、1971）とある。また「水路部こそ日本の国境画定機関」との指摘（朴炳涉2005）や、水路部は「水路誌の編纂をとおして、日本における国境画定機関に成長しました」⁹⁾との指摘があるが、上記文献や海上保安庁での調査によれば、水路部は島嶼、岩礁など海図作製のための調査機関であり、「国境画定機関」ではないことは明白である。

なお、『朝鮮水路誌』に記載される朝鮮国の東限（鬱陵島）の解釈については、以下のような反論があった⁶⁾。『朝鮮水路誌』の総論の記載から「朝鮮国の東の境界を鬱陵島と認識していた」と主張しているが、それを朝鮮の南方へ適用すると、朝鮮の南の限界は『朝鮮水路誌』で北緯33度15分とされたので、濟州島までであり、その南にある韓国領の馬羅島（北緯33度7分）などは含まれないこととなる。「総記」の経度や緯度は小島を無視した概略値を示したものにすぎない。『朝鮮水路誌』の本文では、竹島＝独島は「リアンコールド列岩」の名で取りあげられている。「リアンコールド列岩」が朝鮮に無関係であるなら、本文に取りあげられるはずもない。「総記」の経度や緯度は主要な島を表記したにすぎないとみるべきではないか。」としている。

しかしながら、これは『朝鮮水路誌』を明らかに誤って解釈している。先にも記したが、『朝鮮水路誌』では、リアンコールド列岩（現在竹島）は鬱陵島とは別に単独で記載している。つまり鬱陵島の属島としては記載されていない。それに対して馬羅島（水路誌では「ギッフアルド島」とする）は、濟州島の項目に記されていることから、濟州島の属島として記載されていることが分かる。属島であれば、こうした小島を無視し、本島（濟州島）の経緯度を記すこととなる。しかも距離をみても、鬱陵島からリアンコールド列岩までは92km、濟州島から馬羅島までは11kmと差がかなりみられる。以上のことから、馬羅島とリアンコールド列岩とを、同列に議論すること自体には無理がある。さらにいえば、先にも記したように、『朝鮮水路誌』に竹島が記載されているので、朝鮮領であるという解釈が成り立つのであれば、ロシア・ナホトカ沖のワイオダ岩も朝鮮領ということになるが、そうした事実はない。すなわち水路誌、海図はあくまで航行の安全確保のために作成されたからである。以上により、リアンコールド列岩は小島であるので、朝鮮国の東限からはずれているという解釈は成り立たないといえる。

なお、1905年の田淵友彦著『韓国新地理』に、江原道鬱陵島の項目で、ヤンコ島（現在の竹島）が記されていることから、地理学者がヤンコ島を鬱陵島に附属する島として記述し、日本の地理学者が鬱陵島とともに韓国領と認識していた（内藤、2000）との指摘もある。しかし実際その記述をみると、確かに鬱陵島の項目には記されているが、鬱陵島と日本の隠岐との中間にある無人島で、漁船を停泊するのも困難で、飲料水の確保も難しいが、海馬（アシカ）が棲息し、海産が豊かであると書いてあるだけで、島の位置、地理的状況を記すのみで、鬱陵島に附属する島であるとか、どこの領土に属するとは書かれていない。このことをもって、日本の地理学者が韓国領と認識していたと断定するのはいいすぎではないかと考えられる。

したがって水路部、そして日本政府は、現在の竹島を朝鮮領と認識していたわけではなかった。日本政府が朝鮮領と知りながら、強制的に島根県に編入したわけではなかったといえる。

4) 「磯竹島略図」の解釈について

2006年9月13日の韓国・中央日報には明治10年(1877)の太政官決定文書に収録された「磯竹島略図」について以下のような報道をしている。長文であるが、竹島問題では重要な史料であるので引用する。

■「独島は韓国領土」表記の日本内務省地図、初めて公開

1877年に日本太政官と内務省が「独島(ドクト、日本名・竹島)を日本領海から除外することを決定する」という内容を含めて作成した公式文書に、当時の鬱陵島(ウルルンド)と独島の位置と距離を表記した関連地図が添付されていたことが確認され、学界の関心を集めている。

日本内務省は1877年3月17日、太政官に「日本海内竹島外一島地籍編纂質疑」を送り、太政官は同月29日、「竹島外一島を版図外に定める(竹島外一島本邦無関)」と公式決定した文書を作成、回答している。

鮮于栄俊(ソンウ・ヨンジュン)首都圏大気環境庁長は「磯竹島略図」を日本東京国立公文書館で撮影し、模写図を公開することになったと13日、明らかにした。

横58センチ・縦38センチの「磯竹島略図」は、磯竹島(現在の鬱陵島)と松島(現在の独島)を中心に当時の日本西海岸地方と朝鮮国間の位置と距離を表記している。

「磯竹島略図」には「日本の西海、隠岐の福浦から松島まで西北方向80里程度」「松島から磯竹島まで西北方向40里程度」と書かれている。また磯竹島から朝鮮国を遠望すれば海上で95里に該当する、となっている。

この地図は、日本が独島を日本領に組み入れた1905年よりはるか以前に、鬱陵島と独島は歴史的に韓国領に属すると認めたことを明確に示している。

上記「磯竹島略図」の解釈についてであるが、以下のことが指摘できる。

①一連の文書では竹島外一島は日本領ではないとは書いてあるが、現在の竹島が朝鮮領であるとは書かれていない。現在の独島を韓国領であると日本政府が認めたという解釈は明らかに間違っている。日本領ではないと規定しただけである。朝鮮領であると証明するには、朝鮮側の史料で、朝鮮王朝が島を実効支配していた根拠を提示しなければならない。

②絵図の性格についてであるが、この絵図は、一連の文書の添付資料として付けられたもので、享保年間作製の大谷家所蔵絵図を写したものとされる。すでに指摘したように、この絵図の記載内容は、元禄絵図の内容であり、享保期に鳥取藩が作製し、幕府へ提出した享保絵図とは異なっている。またこの絵図は江戸時代の絵図であるため、経緯度も記されていない。つまり、この絵図は江戸時代中期の空間認識を示したものである。史料を検討する際には、こうした江戸時代の添付資料ではなく、明治初期における日本政府の竹島・松島に対する地理的認識について考慮する必要がある。

③明治初期における日本政府の竹島・松島に対する地理的認識について明らかにするためには、当時日本政府が作製した地図をみる必要がある。明治10年前後に日本政府が作製した地図は以下の通りである。(1)1875年(明治8)陸軍参謀局「朝鮮全図」【図3-15】。(2)1875年(明治8)陸軍参謀局「亜細亜東部輿地図」【図3-16】。(3)1876年(明治9)海軍省水路局、海図「朝鮮東海岸図」。(4)1877年(明治10)文部省「日本全図」。(5)1881年(明治14)内務省地理局「大日本府県分轄図」(全図)。(6)1882年(明治15)内務省地理局「朝鮮全図」【図3-17】。以上6点である。いずれの地図も経緯度が記されており、また竹島をアルゴノート島(実在しない島。「朝鮮東海岸図」では単に「アルゴナフタ島」と記す)の位置に、松島をダジュレー島(鬱陵島)にあてている。さらに「亜細亜東部輿地図」では竹島、



図3-15 1875年（明治8）陸軍参謀局「朝鮮全図」（国立公文書館所蔵）
現在の竹島は記されていない。



図3-16 1875年（明治8）陸軍参謀局「亜細亜東部輿地図」（国立公文書館所蔵）
現在の竹島は記されていない。



図3-17 1882年（明治15）内務省地理局「朝鮮全図」（国立公文書館所蔵）
竹島（アルゴノート島）は消えている。現在の竹島は記されていない。

松島とも日本、朝鮮の色で彩色されていない。「大日本府県分轄図」では松島を山陰道として彩色している。1882年(明治15)「朝鮮全図」では松島しか記されていない。こうした地図が作製された背景として、当時日本政府は、欧米作製の海図などをもとにして地図を作製していたことが考えられる。したがって、明治初期における日本政府の地理的認識は、地図の分析から、竹島はアルゴノート島(実在しない島)、松島はダジュレー島(鬱陵島)であったと考えるのが妥当であり、いわゆる「外一島」が現在の竹島を指していたかどうかは極めて疑わしいといえる。なお、上記地図のうち、「亜細亜東部輿地図」については、「当時の政府発行の地図」と称して日本の陸軍参謀局が作製した「亜細亜東部輿地図」を持ち出しましたが、これには開いた口がふさがりません。今回太政官指令を問題にしているのにもかかわらず、その関連文書に付属している「磯竹島略図」を引用しないのはまぎれもない資料の恣意的引用ではないでしょうか⁷⁾という指摘もあるが、先に記したように、「磯竹島略図」の資料的意義についてと、「亜細亜東部輿地図」など当時の日本政府の地理的認識について考える必要があると思われる。

5) 韓国側の日本図の解釈について

2006年6月28日の韓国・中央日報によると、日本図について以下のような記事が配信されている。これも長文であるが、重要な絵図であるので引用する。

■「独島は韓国領土」記した日本古地図を発見

日本が独島(ドクト、日本名・竹島)の領有権を主張しつづけているなか、独島が韓国領土だということを裏付ける315年前の日本古地図が、日本文部科学省傘下の研究所で発見された。

釜山外大・金文吉教授は18日、江戸幕府時代の1691年、日本の有名な仏教学者で地図制作者の石川流宣が作った「海山潮陸図」を最近、同省傘下の国際日本文化研究所・古地図文書室で発見した、とし写本を公開した。長さ170.8センチ、幅81.3センチの同地図には、島根半島北方に位置した隠岐島の右側に、鬱陵島(ウルルンド)と独島を合わせた島が描かれており、その島には「韓唐」と記されてある。

金教授の説明によると「韓唐」は、日本人が壬辰倭乱(文禄の役、1592年)以降、朝鮮(チョソン、1392~1910)と韓国を指した国名で、壬辰倭乱の当時にら致した朝鮮の陶工を「唐人」と呼んだりもした。とりわけ発見された古地図は当時、欧州にも紹介され、1715年にオランダの地図学者レラントが似たような形の「日本帝国図」をカラー版で制作しているが、「日本帝国図」の複写版も同じ場所で発見された。

石川流宣は菱川師宣の弟子で、浮世絵師、俳人として有名であった。仏教学者ではない。石川流宣は1687年(貞享4)「本朝図鑑綱目」、そして元禄4年(1691)「日本海山潮陸図」を刊行した。後者は前者の改訂版である。両方の絵図ともに、竹島、松島は記載されていない。石川流宣の絵図は絵画的な要素が強く、また航路と距離、東海道の宿場、主要街道の里程など実用的な要素を備えていた。その結果、18世紀末期まで約90年間にわたって版を重ね、江戸中期を代表する日本図であった。しかし実用性が高い一方で伝説上の島も描かれた(三好・小野田、2004)。「韓唐」とあるのは、行基図に由来する「雁道」で、架空の島である。「韓唐」のところには「この国人形有らず」(此国不有人形)と付記がある。つまり、「韓唐」とは鬱陵島や独島のことを指すわけではないのである。「韓唐」が鬱陵島と独島を合わせた島なる解釈は全く根拠がない。こうした見解が出てくるのは、日本の地図史や地理学について無理解のまま、独島にかかわる絵図を検討していることが一理由として考えられる。

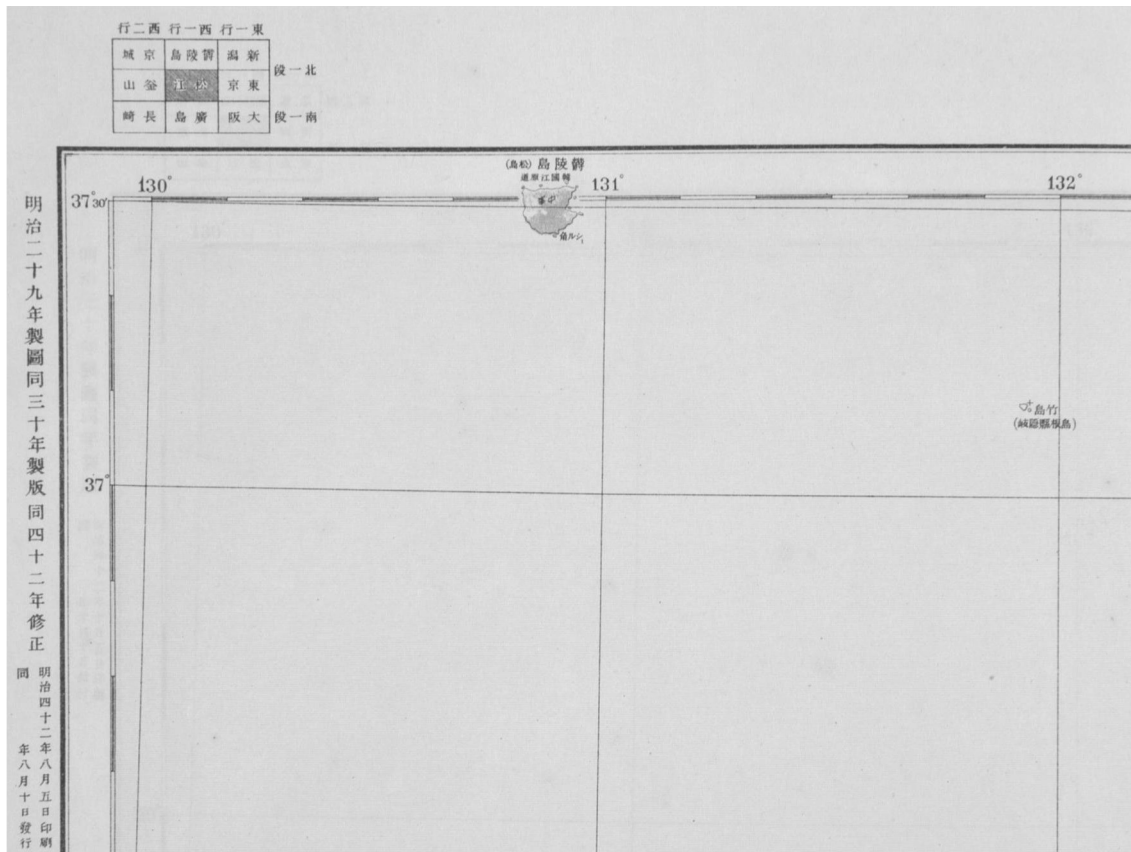


図3-18 「東亜輿地図・松江」(竹島・鬱陵島周辺) (国立公文書館所蔵)

6) 陸地測量部および国土地理院発行の地図について

韓国側の指摘のなかで次のような指摘がみられる。「神代の大昔から戦後の1975年にいたるまで、日本の公的な地図作成機関が発行した地図で、鬱陵島や竹島＝独島を日本領として描いた地図は一枚もないようです。そうした地図を「竹島日本領派」の面々が必死に探したのですが、徒労に終わりました。結局、竹島＝独島を日本の「固有領土」とする意識は幻だったといえます。(略) 第2次大戦後、唯一の公的地図作成機関である国土地理院が1975年に発行した「国土基本図作成地域一覧図」でも竹島＝独島が除かれました」⁸⁾ (保坂、2005) という指摘もある。

竹島が日本の固有の領土かどうかはともかくとして、日本政府が作製した地図では、竹島を日本領として描いていないのだろうか。調査の結果、国立公文書館に所蔵される、陸地測量部が明治42年(1909)に発行した10万分の1地図「東亜輿地図・松江」に、竹島が島根県隠岐に所属するのを示す記載があることが分かった。「東亜輿地図」は、明治27年(1894)から製作が始まり、日本・シベリア東部から中国南部までの東アジア全域を241区域に分けた地図である。隠岐諸島の北西部に「竹島(島根県隠岐)」、さらに北西部に「鬱陵島(松島) 韓国江原道」の記載がある【図3-18】。

また陸地測量部ではないが、水路部が明治41年(1908)軍艦松江で竹島を測量し、海図を発行している。

このほかにも島根県隠岐郡隠岐の島町の個人宅から、島根県隠岐島庁が大正元年(1912)に刊行した「隠岐全図」、昭和2年(1927)と昭和9年(1934)の「隠岐及竹島全図」、昭和11年に島根県が刊行した「島根県産業地図」が発見され、竹島が書かれていた。これらの地図も民間機関ではなく、公的機関が作製した官製地図である。

さらに国土地理院に照会したところ、戦後の地図では、昭和33年（1958）の250万分の1地図「日本とその周辺（2）」、昭和46年（1971）以降の300万分の1地図「日本とその周辺」、昭和46年（1971）以降の5万分の1地図「西郷」（500万分の1位置図）、昭和46年（1971）以降の2.5万分の1地図「西村」（250万分の1位置図）などに、竹島が記載されていることが分かった。

つまり、日本が竹島を編入してからは、政府の発行した地図に竹島は日本領として掲載されているのである。韓国側がこのような指摘をしたのは、「陸地測量部発行地図区域一覧図」、「内務省地理調査所地図一覧図」などを参考にしているからであるとみられる。これらは、主に5万分の1、2.5万分の1地形図の図幅名とその位置、発行年次を記したものである。戦前には特に本土から遠く離れた離島では、5万分の1地形図の発行が遅れたり、発行されなかったところもあった。したがって、5万分の1、2.5万分の1地形図が作製されなかったことをもって、日本領でないことを証明したことにはならない。実際には、他の縮尺の地図も作製されたり、別の地図のなかに位置図として収録されているのである。こうした指摘は、日本の地図史についての研究を把握していないことから生じたと考えられる。さらにいえば、朝鮮、韓国の絵図・地図では、日本が竹島を編入する前において、竹島（独島）を描いたものは、公的地図、民間の地図いずれにおいても1枚も作製されていないのである。

なお、2006年11月26日付の京郷新聞で、以下のような記事が配信されている⁹⁾。

■「独島領有権虚構立証」 日本側資料4点初公開

嶺南（ヨンナム）大独島研究所が24日、日本の独島（竹島）領有権主張が虚構であることを立証する日本側資料4点を初めて公開した。

嶺南大独島研究所は24日に開かれた独島関連国際学術大会に先立って嶺南大中央図書館13階に位置する独島アーカイブに保管中だった地図3枚と地名資料など合計4点を初めて公開した。

最初に公開される資料は1929年、日本の出版社である三省堂から文部省検定教科書として発行した「最新日本地図」と1933年富山房で文部省検定教科書として作った「改訂最新日本歴史地図」、1934年藤田元春が作って刀江書院で出版した「新日本図帖」など合計四編だ。

日本が直接発行したこの地図は島根県に属する島は隠岐島だけであることを確かに明示し、独島が自国の領土と主張した日本側の主張が虚構であることを傍証している。特にこのなかの二編は、日本文部省検定教科書用という点でさらに注目をひいている。

嶺南大関係者は「日本の出版社が出版したこれらの地図は島根県に属する島が隠岐島だけであることを確かにしていて、独島に対する日本の領有権主張が虚構であることを自ら現わしていることを立証している」と明らかにした。

上記地図のうち、教科書は文部省の検定を受けたものであるが、実際に編集したのは、三省堂、富山房などの出版社であった。つまり日本政府が編集、発行したものではない。上記で触れたように、1905年以後日本政府が発行した地図に、日本領として記されていることをみれば、「独島に対する日本の領有権主張が虚構である」という指摘自体意味がないといえる。

先にも触れたが、日本側の絵図、地図はあまりに量が多く、2年間では悉皆的な調査をすることができなかった。現在江戸時代の日本図については、成果をまとめているが、まだ公表する段階には至っていない。さらに近代以降の日本図、特に民間発行の地図については未着手である。こうした点は今後の

課題としたい。

【註】

- 1) 米子市立山陰歴史館学芸員の梅林智美氏のご教示によれば、当時の展示関係者の話として、この絵図は大谷家所蔵のものではないということから、村川家のものと判断し、展示の説明には「村川家所持」としたという。絵図の所在は現在不明である。
- 2) 別名「磯竹島覚書」とする。国立公文書館には明治初期の写しがある。この史料の閲覧には、筑波大学人文社会科学研究科講師山澤学氏の協力を得た。
- 3) 下巻は確認されていない。杉原副座長のご教示によれば、上巻の内容から、下巻は作成されなかったと考えられるとのことである。
- 4) 韓国・聯合ニュース2006年10月28日。内藤正中氏のコメントが掲載されている。
聯合ニュース（10月23日）によれば10月27日ソウル大学で日韓の研究者が集まり、独島や歴史教科書問題の解決策を模索する共同学術大会が開催された。
http://news.naver.com/news/read.php?mode=LSD&office_id=001&article_id=0001451427
- 5) 半月城通信121号（2006年8月）「太政官指令後の竹島＝独島認識」
<http://www.han.org/a/half-moon/hm121.html>
- 6) 前掲5)に同じ。
- 7) 半月城通信124号（2007年2月）「下條正男氏の変節「竹島外一島」」
<http://www.han.org/a/half-moon/hm124.html>
- 8) 半月城通信123号（2006年11月）「当局の地図に日本領「竹島」はなかった」
<http://www.han.org/a/half-moon/hm123.html>
- 9) 韓国・京郷新聞2006年11月26日「「独島領有権虚構立証」日本側資料4点初公開」
http://nocut.khan.co.kr/artview.html?art_id=369681&p_date=20061124111028